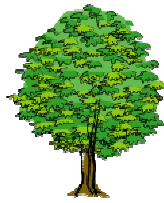


# まなびや



第89号 平成27年5月31日

発行：株式会社 測量舎

〒130-0021

東京都墨田区緑1-24-5 4F

TEL：03（3846）1437

FAX：03（3846）1416

E-mail：tokyo@sokuryousha.jp

URL：http://www.sokuryousha.co.jp

この測量舎通信「まなびや」は当社の社員向けに発行しているものです。

## <今月のことば>

本当に大切なものは、  
失った時にしか気づかない！



## <「お陰さま」 by 高橋一雄 >

### 第137話 両国国技館

前回、両国回向院を紹介しましたが、ちょうど国技館で五月場所が開催されていますので、今回は、両国国技館の沿革についてご紹介したいと思います。

前回ご紹介したように、1909年（明治42年）回向院の隣に旧国技館が出来るまでは、回向院の境内で春と秋の年2回、勸進相撲が行われていました。

旧国技館は、1917年（大正6年）に出火により焼失し、1920年（大正9年）に再建されますが、1923年（大正12年）関東大震災により再度焼失。その後再度再建されますが、1945年（昭和20年）東京大空襲により骨組みを残してまたも焼失しました。

戦後は、GHQに接收され、メモリアルホールとして改称・改装され、1946年（昭和21年）11月場所横綱双葉山の引退披露が最後の興行となります。1952年（昭和27年）にGHQの接收が解除されますが、その後はローラースケートリンク、プロボクシングやプロレスリングの会場として使用され、1958年（昭和33年）日本大学の講堂となり、1983年（昭和58年）老朽化により解体されます。

なお、旧国技館を接收された大相撲は、1950年（昭和25年）から、1984年9月（昭和59年）まで蔵前国技館を使用して、興行を行っています。

新国技館が両国に帰ってきたのは、1984年11月で、翌年の初場所より使用されています。

平成27年5月

\*バックナンバーは弊社ホームページ  
「測量舎通信」をご覧ください。

## ～・～・～ 5月の出来事 ～・～・～

### <個人別売上・入金順位>

売上トップ 佐藤さん  
入金トップ 佐藤さん  
社長より報奨金が贈られます。



### <トップ賞>

月間MVP 佐藤さん  
ポイント賞 佐藤さん  
社長より報奨金が贈られます。

### <早朝勉強会> (自由参加)

12日(火)、19日(火)、26日(火)、  
の午前7:45～8:30に早朝勉強会が開催  
されました。テーマは「測量作業手順の解説」  
でした。



### <コラム掲載のお知らせ>

高橋さんが三井不動産レッツプラザ様の  
HPにてコラムを連載しています。

みなさま、ぜひご覧ください。

<http://www.mitsuifudosan.co.jp/lets/column/index.html>



## ～・～・～ 6月の予定 ～・～・～

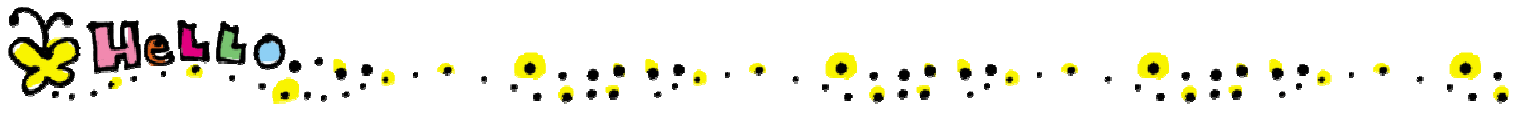
### <高橋さんが講師をします>

- ・ 6月6日(土)、第165回野口塾で高橋さんが講師を務めます。講義のタイトルは「私説(高橋説)日本史」です。
- ・ 6月24日(水)、NPO法人相続アドバイザー協議会様主催の相続アドバイザー養成講座の第13講座で高橋さんが講師を務めます。講義のタイトルは「相続と測量」です。

### <編集後記> 小川

ラジオで聞いた話です。折り紙を永遠に半分に折れると仮定して、25回折ると富士山の高さになり、40回折ると月に届くとか。あの薄い折り紙が本当にそんな厚さに!?





## <今月の社員>



若木さん

兵庫県は姫路市から出てきて、東京をメインとする生活を始めて半年余り。歩くことが楽しくなりました。何しろこの街は、狭い場所に色々なものがギュッと詰め込まれた感じで、歩くにつれ変化があり飽きないのです。今住んでいるのが東京でも下町と言われる所なので、隅田川に架かる橋の名や、本所・駒形といった地名を見ては、時代小説でよく出てくる処やわ、と関西人なのに江戸の町の人になった気分で歩けます。

ぎっしりと建つビルの形も本当に様々で面白いので、つきよろきよろふらふらと、上の方を感心しながら見て歩き、歩道を走る自転車にぶつかりそうになります。人がどんなに多くても、その間をすいすいと縫って走る東京の自転車乗りの技にはびっくり。

ゴールデンウィークには少し長めに地元に戻りましたが、姫路の中でも駅から遠いうちの方では、一家に二台の車は当たり前。どこへ行くにも車が欠かせません。たまには歩かねばと家を出ても、どこまでも同じような風景ばかり。面白くなって疲れつつ、そこそこにある広々とした空き地を見ては、これを東京に持って行けばどんなに高く売れるだろうと考える私。

ただ、周囲を取り巻く五月の山に新緑はあふれていて、家に一人でいると聞こえるのは鳥の声のみ。晴れた夜には星が満天に広がります。東京の絶えることのない車の音や、いつまでも明るい夜よりも、気持ちや体がほっとするのは確かです。

さて、私にとっては一体どちらが健康的な生活なんだろう。にぎやか過ぎるけれど、万歩計の距離で競えば圧倒的に勝つ都会か、移動といえば車だけれど、空気がきれいで騒音のない田舎か？

連休が終わって東京に戻り、そんなことを考えながら歩いていると、歩道の脇の小さな植込みに濃いピンクのサツキや青い紫陽花を見つけて、季節が春から初夏に変わったことに気づきました。

## ～・～・～ 6月の予定 ～・～・～

### <6月のお誕生日>

6月のお誕生日の方はいません。

### <社長と面接> (希望者のみ)

- ・ 4日, 11日, 18日, 25日 (毎週木曜日)  
18:15～18:45

### <現場打合せ> (グループ長以上参加)

- ・ 1日, 8日, 15日, 22日, 29日 (毎週月曜日) の18:30～です。  
7月は (毎週月曜日) の18:30～です。

### <社長と飲み会> (自由参加)

- ・ 27日(土) 18:30～21:00  
7月は18日(土) 18:30～です。



### <早朝勉強会> (自由参加)

- ・ 2日, 9日, 16日, 23日, 30日 (毎週火曜日)  
午前7:45～8:30です。  
テーマは「測量作業手順の解説」です。  
7月は7日, 14日, 21日, 28日 (毎週火曜日) の午前7:45～です。

### <特別社内研修> (全員強制参加)

- ・ 6月の特別社内研修はありません。
- ・ 7月は18日(土)  
9:30～社内研修・大掃除  
16:00～測量舎道場の予定です。



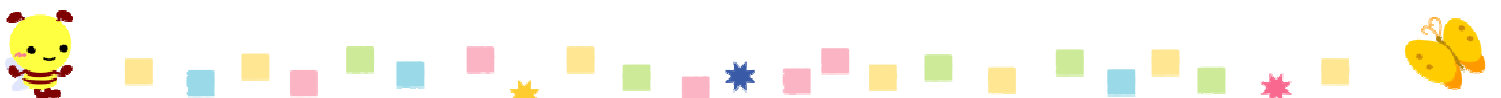
## ～・～・～第17次富士山測り隊～・～・～

暖かくなってきましたので、毎年恒例の富士山測量観測「富士山測り隊」の活動を再開いたします。



今年1回目の観測は6月27日と28日の2日間となっております。お楽しみに！昨年末に行った第19次の活動分までYouTubeに動画をアップしております。ぜひご覧ください。

<http://www.youtube.com/user/sokuryousha>





## < 相続の学校 >

専任講師 : 高橋 一雄

### 第6話 昭和33年度以降の税制改正

昭和33年度の税制改正において、法定相続分課税方式が採用されたことは、前回お話した通りです。今回は、昭和33年度以降の税制改正において、相続税・贈与税に関する主なものについてお話しします。

※昭和33年税制改正による法定相続分課税方式とは、税額の計算方式を法定相続分に応じて計算する方式のことで、相続税の総額を法定相続人の数と法定相続分によって計算し、各人の課税価格（取得財産額から取得財産に係る基礎控除額を控除した額）で按分する方法のことで。

#### ① 取得財産にかかる基礎控除の廃止

（昭和42年度税制改正）

相続税の基礎控除は、遺産に係る基礎控除と取得財産に係る基礎控除の二種類の基礎控除が存在し、一般の納税者に理解し難く、計算も複雑になることから、取得財産に係る基礎控除が廃止されました。

#### ② 贈与税の3年累積課税制度の廃止

（昭和50年度税制改正）

贈与税の制度は暦年課税と累積課税の二重構造となっていました。一般の納税者に分かりにくいことから、贈与税の3年累積課税制度は廃止され、暦年毎の受贈財産に対する課税となりました。

#### ③ 法定相続人に含める養子の数の制限

（昭和63年度税制改正）

基礎控除の額は、法定相続人の数によって

決まるため、相続人の配偶者や子を被相続人の養子とし、相続税の負担を回避する事例が発生しました。そのため養子の数を、実子がある場合には1人、実子がいない場合には2人までと制限しました。

#### ④ 相続時精算課税制度の創設

（平成15年度税制改正）

この制度が創設された時代的な背景は、昭和30年頃は65歳以上の高齢者が人口に占める割合が5%程度だったものが、平成15年当時は約20%程度と急激に増え、更に60歳以上の世帯が個人の金融資産の約5割を持っているという状況でした。

これは、相続によって次の世代への資産の移転時期が大幅に遅れるということであり、高齢の親が亡くなるまで、資産が凍結されることを意味します。高齢化の進展が、経済の活性化を阻害することになっているのです。

そこで、高齢者に偏っている資産を、消費または運用してもらい、経済を活性化させるために、本制度が創設されました。

以上、第1話から第6話までが相続税の主な歴史です。明治28年相続税は日露戦争の戦費調達を目的として創設され、第二次世界大戦後の占領下においては、財閥解体と富の集中排除を目的として改正が行われ、占領解放後は、富の再分配と所得税の補完として、21世紀高齢社会においては、経済の活性化というように、時代の要求によって、相続税が改正されていったことが分かります。今後もこの流れは変わらないでしょう。

今回で相続税の歴史は終了し、次回からは、相続の歴史について、お話したいと思います。

以上





## <不動産登記Q&A> Vol.180

文責 清水孝男（ADR認定土地家屋調査士）  
（測量士・基準点測量1級専門技術者）

Q 土地の表示に関する登記には

どのようなものがあるのですか？（その5）

A 2. 土地の表示の変更の登記

土地の表題の登記をしたのちに、その土地の表示の登記事項、①所在、②地番、③地目、④地積、⑤表題部所有者の表示に変更があった場合には、実体と登記の記載を一致させるため、土地の表示の変更の登記をすべきこととなります。

④地積の変更の登記

地積の変更の登記とは、土地の登記事項である**地積に変動**が生じた場合に、登記簿上の地積の表示を変更後の正しい表示に変更する登記です。

土地を測量した結果、登記簿上の地積と実測した地積が相違する場合には、地積の変更ではなく、地積の更正の登記をすることになります。

地積が変動するとは、寄洲（よりす）により地積が増加する場合や、土地の一部海没により地積が減少する場合などがあります。もともと、海没の状態が一時的なものであるときは、必ずしも土地の一部が滅失したとみ



ることはありません。

寄洲とは、河川敷地や海面に接続している土地に、自然現象によって土砂が付着堆積して土地が生じることをいいます。この場合、土地が新たに生じた時に行う土地の表題の登記ではなく、登記実務では土地の表示の変更の登記によって処理されます。

土地の表示の登記のされている土地について、その地積が物理的原因で変更した場合には、表題部の所有者または所有権の登記名義人は、その変更が生じたときから1ヵ月以内に地積の変更の登記を申請しなければなりません。もし、地積の変更の登記をしないまま所有者が変更したときは、新所有者は所有権の登記を受けた日から1ヵ月以内に、地積の変更の登記をしなければなりません。これを怠ったときは10万円以下の過料に処せられることになっています。

土地が共有の場合には、共有者の1人から申請することが出来ます。

